医療費の返還が多発しています

~被扶養者資格継続調査から~

本年8月に実施した被扶養者資格継続調査の結果、就職による被扶養者の取消手続きの漏れや、 給与収入の増加等により遡って取消となる場合が多く見受けられました。取消の手続きが行われ ないまま被扶養者が医療機関等を受診した場合は、当組合が負担した医療費等を返還することに なりますので、日頃より被扶養者の異動や収入の増加により取消事由が生じた場合は、速やかに 取消の手続きをお願いいたします。

収入基準額

- •年額130万円(月額108,334円、日額3,612円)未満
- ●60歳以上の公的年金受給者または障害年金受給者は、年金以外の収入 € を含めて年額180万円(月額150,000円、日額5,000円)未満

パート・アルバイトによる収入超過取消(例) <年額130万円未満の場合>

• 給与収入が3か月連続して収入基準額以上となった場合

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
給与収入	9万	8万	9万	11万	12万	11万

→ 4月1日から取消となります。

• 3か月連続して収入基準額以上の収入はないが、4か月のうち3か月が収入基準額以上 で、その4か月を平均した額が収入基準額以上となった場合

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
給与収入	9万	8万	10万	13万	7万	12万	12万

→ 4月から7月までの平均額が収入基準額以上 のため、4月1日から取消となります。

- ・給与収入は諸経費控除前の額をいい、通勤手当等も含みます。
- ・賞与等は支給対象月に振り分けてその月の給与と合算します。

事業収入による収入超過取消

●事業収入(不動産収入、農業収入を含む)は、年間の総収入から当組合が認める経 費を控除した額とし、その収入が収入基準額以上となった場合、収入基準額を超え た年の1月1日(事業開始年度の場合は、事業開始日)から取消となります。

年金収入による収入超過取消

- 年金の受給開始や年金額改定により収入基準額以上となった場合、当該年金等に係 る裁定通知書または改定通知書の通知日から取消となります。
- ・遺族年金及び障害年金は、所得税法上では非課税ですが、扶養認定においては恒常 的な収入とみなします。
- ◇上記以外の取消については、共済のしおりまたは当組合ホームページをご覧ください。

被扶養者資格継続調査においては、過去の期間における書類*の提出が必要となる場合があり ますので、大切に保管をお願いします。

- ※給与明細書、源泉徴収票、雇用関係書類、退職したことがわかるもの、年金裁定・改定・支給 通知書、確定申告書、収支内訳書、送金の確認ができる書類など
- 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者がいる場合は、ワクチン接 種業務終了後、忘れずに新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立 書に事業者・雇用主(市(区)町村、医療機関等)から証明を受け、大切に保管をお願いします。